

## 第42課 物権—占有権その1・占有権の概念

占有権というのは、「占有」という事実をそのまま法律的に保護することを目的として民法が規定した物権である。

「占有」自体は、法的権利ではなく、単なる事実状態でしかない。もう少し詳しく言うと、「占有」というのは、日本民法の下では「自己ノ為メニスル意思ヲ以テ物ヲ所持スル」（民法第180条）ことで生じる状態である。ここで、「自己のためにする意思」というのは、物を所持することによる何らかの利益を自分に帰属させようとする意思のことを意味し、「所持する」とは、物を事実上支配することをいう。このような、「占有」という事実状態が発生すると、民法は、そのような状態がどんな原因で生じたかを問わず、占有をしている者に「占有権」という物権を与えるのである。どんな原因で占有が生じたのかは問わないので、普通は、物を買ったり、借りたりして引渡しを受けるなどの正当な行為によって占有を取得するが、盗んだり、騙し取ったりといった、違法な行為によっても、占有権は取得できる。

民法は、この占有権に様々な効力を与えている。まず、占有に対する侵害を排除したり、現状を保全したりするため効力を認めている。これを具体化した権利を「占有訴権」という。次に、物を占有すると、そのことによって所有権を取得することがある。所有者のいない物を占有する「無主物先占」（民法第239条）や「家畜外動物の取得」（民法第195条）などがそれである。また、一定期間占有をすると、そのことによって所有権などを取得する「取得時効」（民法第162条以下）の制度もある。

さらに、占有には、その背後にある所有権などの法的権利（このような権利を「本権」という。）の存在を推定させたり、公示したりする効力もある。占有者が占有物の上に行使する権利はこれを適法に有するものと推定され（民法188条）、また、占有者は、所有の意思をもって占有をするものと推定される（民法186条）。動産を占有することが、動産の所有権の移転や質権の取得を公示することになる（民法第178条）し、動産を占有している物からその動産を買った人は、原則として、たとえ後になって売主が所有者ではなかったことが分かっても、有効に所有権を取得できる（民法第192条）。このことを、動産の占有に「公信力」がある、という。

このように、「占有」は、占有権を発生させるばかりではなく、様々な法律関係の要件や基礎となる大切な概念である。

## 1 重要語句

### a 占有

占有とは、要するにある物を支配していることであるが、その態様によっていくつかに分類することができる。

#### ① 直接占有と間接占有

占有者が自分で物を現実を持っている場合を「直接占有」と言い、他人を通じて占有している場合を「間接占有」という。例えば、特定の物を他人に貸している場合、貸主が間接占有者で、借主が直接占有者である。間接占有は、民法の条文上は「代理占有」という言葉で表現されている。

#### ② 自主占有と他主占有

自分で所有の意思をもっている占有を「自主占有」と言い、所有の意思を持たない占有を「他主占有」という。例えば、賃借人は、賃借物を占有しているが、所有するという意思はないので、「他主占有」である。

#### ③ 善意の占有と悪意の占有

自分に物を占有する正当な権利（「本権」—所有権や賃借権など）がないことを知らないで占有している状態を「善意の占有」といい、本権がないことを知っていて占有している状態を「悪意の占有」という。泥棒は典型的な悪意占有者である。なお、善意であっても、本権がないことについて過失がある場合を「過失のある占有」と言い、過失がない場合を「無過失の占有」という。

#### ④ 平穩・公然の占有

「平穩」というのは、占有を取得したり、維持したりすることについて、暴力的でないことをいう。「公然」とは占有していることを外部に隠していないことをいう。これらの反対が「強暴」と「隠秘」である。占有は平穩・公然に行われているものと推定される（民法第186条第1項）。

### b 取得時効（民法第162条以下）

ある人が、20年間、平穩・公然に他人の物を自主占有すると、その人はその物の所有権を取得する。その物が不動産で、かつ、占有の開始時に善意・無過失であると、10年でその不動産の所有権を取得する。これらを「取得時効」という。動産については、善意・無過失で平穩・公然に占有を始めると、占有の開始の時に即座に所有権などの権利を取得する。これを動産の「即時取得」という（民法第192条—上記本文参照）。